

平成29年6月28日

株 主 各 位

姫路市大津区勤兵衛町4丁目1番地

虹 技 株 式 会 社

代表取締役社長 山 本 幹 雄

第112回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第112回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第112期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき6円（普通配当5円、記念配当1円）と決定いたしました。

第2号議案

株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株に併合することといたしました。

第3号議案

取締役6名選任の件

本件は、原案どおり山本幹雄、西川 進、谷岡 宗、松本智汎、岩崎和文の5氏が再選され、水田敏弘氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役の報酬等の額（年額1億4千4百万円以内）の範囲内で、取締役（社外取締役を除く）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等としての金銭報酬債権を支給することといたしました。

以 上

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

株式併合の件が承認可決され、株主様の所有株式が、10株から1株に減少いたしますが、今回の株式併合では資本金等の純資産に変更がないため、株式市場の変動など他の要因を別にすれば、株主様をご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

株主様におかれましては、株式併合に関して、特段の手続はございませんが、株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を、端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

その他、本件に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または、下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

以 上



[お問い合わせ先：株主名簿管理人]

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル) 土・日・祝日を除く 9:00~17:00

役員人事についてのお知らせ

本定時株主総会終了後開催の取締役会において、代表取締役および役付取締役の選定ならびに執行役員の選任がなされ、それぞれ就任いたしました。この結果、平成29年6月28日における当社の取締役、監査役、執行役員は、次のとおりとなりました。

<取締役・監査役>

取締役社長 (代表取締役)		山本 幹雄
常務取締役	(開発部長兼新素材部長および技術部、 ソーラー事業グループ担当)	西川 進
常務取締役(昇任)	(経理部長および総務部、人事部、 情報システムグループ担当)	谷岡 宗
取締役	(海外事業室長)	松本 智汎
取締役(新任)	(資材部長兼機械事業部長および環境装置事業部担当)	水田 敏弘
取締役 (社外取締役)		岩崎 和文
常勤監査役 (社外監査役)		日置 善弘
監査役 (社外監査役)		鈴木 克明
監査役 (社外監査役)		松山 康二

<執行役員>

執行役員	(鉄鋼事業部長)	中谷 俊保
執行役員	(人事部長)	井上文男
執行役員	(デンスパー事業部長)	片桐 康晴
執行役員	(小型鋳物事業部長)	萩野 豊明
執行役員	(大型鋳物事業部長)	稲毛 宏二

以上

第112期期末配当金のお支払いについて

1. 第112期期末配当金は、同封の「第112期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（平成29年6月29日から平成29年7月31日まで）にお受け取りください。
2. 銀行振込ご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください。）
3. 「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づき作成する『支払通知書』を兼ねております。確定申告を行う際に添付資料としてご利用いただけますので、確定申告をされる株主様は、大切に保管してください。

NISA口座における上場株式の配当金等受取方式に関する注意事項

NISA口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社で配当金等を受け取る「株式数比例配分方式」かぶしきすうひれいはいぶんほうしきに変更する必要があります。いま一度、お取引先の証券会社にご確認ください。

- 「株式数比例配分方式」を選択される場合⇒非課税になります！
- ・証券会社で、いったん「株式数比例配分方式」を選択されると、同一の証券会社や他の証券会社の**特定・一般口座で保有されている全ての上場株式の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます**（証券会社ごとに異なる受取方式は選択できません）。
- ・「株式数比例配分方式」によって上場株式の配当金等を受け取られる場合には、**保有銘柄の配当基準日まで、手続を終了しておく必要があります**。この手続に要する日数は、証券会社によって異なりますので、お取引先の証券会社にお問い合わせください。
- ・平成21年1月の株券電子化に当たって、信託銀行などに開設された「**特別口座**」に上場株式がある場合などは、「株式数比例配分方式」はご利用いただけません。「特別口座」の具体的な手続については、下記のお問合わせ先にご相談ください。

以上

~~~~~  
[お問合わせ先：株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関]

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-782-031（フリーダイヤル）土・日・祝日を除く 9：00～17：00